

# 農地中間管理事業に関する意見書

令和6年6月24日

福島県農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第6条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

## 1 令和5年度実績について

県全体として、担い手への農地集積率は年々伸びており、農地中間管理事業の貸借実績も全国上位となり、昨年度に引き続き順調に推移していることは評価できる。

また、不適切事案の発生がなく、未収金の残額も少なく、リスク管理についてしっかり取り組まれていることは評価できる。

## 2 今後の推進について

### （1）地域計画の策定と実現に向けた担い手への支援

令和6年度内の地域計画策定後、利用方法が空白となっている農地を今後5年間で担い手に結びつけ、実質化していくことが重要である。県として、中小規模の意欲ある担い手への支援事業を創設したところであり、地域計画の実現及び地域農業の維持のために、大規模農家だけでなく中小規模の農家を支援し、担い手になってもらうことが重要である。

また、新規就農者についても、地域計画の中にしっかりと位置付けて、住居等の支援に加え、機械・施設など国の補助事業に該当しない人への支援にも配慮が必要である。

### （2）農地等の継続的利用への配慮

農地等の継続的な効率利用を図るため、借受者の農地等の管理状況にも配慮が必要である。

### （3）「地域まるっと中間管理方式」の周知・啓発

「地域まるっと中間管理方式」は、地域の営農実態を保持したままで導入できる手法であり、本県農業にとって非常に取り組みやすいことから、農地中間管理事業の実績を伸ばしていくためにも重要であり、当方式を周知・啓発し、横展開を図ってほしい。